

R4年度 公文書開示（8月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
1	R4. 7. 21	R4. 8. 8	令和 3 年 8 月 10 日～ 8 月 31 日までの、東京都労働委員会宛の郵便物の受け取り記録全て	1	1						1				1				事件に係る書類の授受記録における企業名及び組合名を開示することによる業務遂行への支障が、東京都情報公開条例第 7 条 6 号に該当するため。さらに、事件係属中の企業名を開示することによる当該企業への影響が、同条第 3 号にも該当するため。	労働委員会事務局総務課